

簡易公開実施要綱

(趣旨)

第1条 横須賀市情報公開条例施行規則（平成13年横須賀市規則第74号。以下「規則」という。）第7条第1項の規定による公開（以下「簡易公開」という。）を行うことについて必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(簡易公開文書)

第2条 簡易公開を行う文書（以下「簡易公開文書」という。）は、別表に掲げるものとする。

(簡易公開)

第3条 簡易公開は、当該簡易公開文書を保有する課等が行うものとする。

(簡易公開請求)

第4条 簡易公開を請求しようとする者は、簡易公開を行う課（以下「簡易公開実施機関」という。）の窓口において請求するものとする。

(費用徴収)

第5条 簡易公開実施機関は、簡易公開を行う際に、横須賀市情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）第16条第1項及び第2項に規定する手数料を徴収するものとする。

(簡易公開文書の指定)

第6条 新たに保有している文書を簡易公開文書と指定しようとする課等は、当該公文書の名称、公開実施件数等を記載した書面をもって、総務部長に申し出るものとする。

2 総務部長は、前項の申出を受けた場合は、速やかに内容を確認し、当該公文書が全部を公開したものと同種のもので、反復的に公開の請求がなされることが想定されるものと認めるときは、当該公文書を別表に追加するものとする。

(報告)

第7条 簡易公開実施機関は、簡易公開の件数を月毎に集計し、6月毎に簡易公開実施報告書（別記様式）を作成し、4月分から9月分まで記載したものを10月末日までに、10月分から3月分まで記載したものを4月末日までに総務部総務課へ提出するものとする。

(その他の事項)

第8条 この要綱の実施について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

簡 易 公 開 文 書 名	簡易公開実施機関
飲食店営業許可台帳のうち営業者及び許可に関する事項	健康部保健所生活衛生課
道路位置指定申請書及び当該申請書の添付書類のうち敷地計画図	都市部建築指導課
道路廃止申請書又は道路変更申請書及び当該申請書の添付書類のうち現況図	都市部建築指導課
建築計画概要書（写しの交付に限る。）	都市部建築指導課

別記様式（第7条関係）

簡易公開実績報告書

年 月 日							
(あて先) 総務部総務課長							
課長							
簡易公開 文書の名称							
公開した 件数	月	閲覧数	写しの 交付数	閲覧数	写しの 交付数	閲覧数	写しの 交付数
	計						
備 考							
(事務処理欄)							